

別表第1（第5条関係）

施設の種類	内容等	補修の取り扱い
街路灯	1. 公衆街路灯（広告灯を除く。） 2. アーチ及びアーケードに設置した装飾電灯及び照明器具については、それぞれアーチ及びアーケードとして取り扱う。	1. 照明器具全体の取り替え 2. 支柱（ポール）の取り替え、補強及び塗装（ランプ・安定器及びアクリル化粧板等の取り替えは除く。） 3. 省エネ化（LED設置等）のため実施するもの
アーチ	1. 道路の上部で接続されているもの 2. 街路灯を2本でアーチ状にしたもののうち、上部で接続されていないものについては、街路灯として取り扱う。	1. アーチ部分の全面取り替え 2. 支柱（ポール）の取り替え、補強及び塗装 3. 照明器具については、街路灯に準ずる。
アーケード（省エネ型アーケードを含む。）	アーケードの取り扱いについての通達（昭和30年2月1日国消発第72号、建設省発住第5号及び警察庁発備第2号）におけるアーケードの設置基準中 1. 道路の片側又は両側に設けるアーケード 2. 道路の全面又は大部分を覆うアーケード 3. 屋根が定着していないアーケードの特例に適合するもの	1. 主要構造部分の改修及び補強工事 2. 天幕、ガラス等屋根材の補修及び取り替え 3. 塗装 4. 照明器具については、街路灯に準ずる。
冷房施設	1. 地域冷房（エアーカーテンを含む。） 2. 市場内冷房（エアーカーテンを含む。） 但し、一般顧客を対象とするものに限る。	1. クーリングタワーの取り替え 2. 冷房機の取り替え 3. ダクトの取り替え 4. 冷房施設に伴う受電設備（部分の取り替えは除く。）
カラー舗装（バリアフリー型カラー舗装を含む）	大理石、人造大理石（テラゾー）タイル、合成樹脂及びカラーセメント等による舗装	対象外
放送施設	1. 一般緊急放送用 2. BGM用	対象外
公衆便所	一般顧客を対象とするもの	全面改修（便器の取り替え及びタイルの補修は除く。）

駐車（輪）場	一般顧客を対象とするもので、無料で使用できるもの	対象外
防災施設	消火栓、火災報知設備、漏電警報器及びスプリンクラー等の消防用設備（携帯用消火器を除く。）	対象外
防犯対応設備	防犯カメラ・防犯灯 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯カメラは主に犯罪を予防するために設置される専用回線を用いたテレビカメラで、ディスプレイ、通信、録画のために必要な関連機器で構成される装置。</li> <li>・防犯灯は非常時に周囲に緊急事態の発生を周知するためのスピーカー・回転灯等、警察等への通報装置と一体になる等、犯罪防止効果の高い照明設備で、防犯目的のために設置されるもの。</li> </ul>	対象外
カウンター	入場客数を自動的に計算できるもの	対象外
コミュニティ関連施設の整備	住民交流施設、子育て支援施設、チャレンジショップ等の整備（空き店舗の改修を含む。）	対象外
ファサード整備	商店街の統一コンセプトに基いた店舗正面部分の改装（ファサード整備）、但し5店舗以上による取り組みを対象とする。	対象外
AED（自動体外式除細動器）	電源を入れると音声で操作が指示され、救助者が除細動（＝疾病者の心臓に電気ショックを与えること。）を行う装置一式（ポール等を含む。）	対象外
その他の施設	別に定める。	別に定める。

別表第2（第6条関係）

施設の種類	補助率	
街路灯	30パーセント以内	
コミュニティ関連施設	25パーセント以内	
アーケード(省エネ型アーケードを含む)	15パーセント以内	
防犯対応設備	但し、アーケード(省エネ型アーケードを含む)の照明器具について、省エネ化(LED設置等)のため実施するものに限り30パーセント以内とする。	
AED(自動体外式除細動器)		
アーチ		
冷房施設	10パーセント以内	
カラー舗装(バリアフリー型カラー舗装を含む)		
放送施設		
公衆便所		
駐車(輪)場		
防災施設		
カウンター		
ファサード整備		
その他の施設		別に定める。

別表第3（第9条関係）

施設の種類	必 要 書 類
街路灯	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 共同施設設置に関する総会議事録</li> <li>2. 組合定款(任意団体にあつては会則等)、役員及び会員名簿</li> <li>3. 予算書</li> <li>4. 道路占用許可書（写し）</li> </ol>
アーチ・アーケード （省エネ型アーケードを含む）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 街路灯の項に規定する書類</li> <li>2. 確認申請書（写し）及び検査済証（写し）（但し、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により必要とされる場合のみ）</li> </ol>
冷房施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 街路灯の項に規定する書類（但し、室内に設置する場合は、道路占有許可書は除く）</li> <li>2. 電気主任技術者選任届出書又は電気主任技術者を選任しないことについての承認書（写し）</li> </ol>
カラー舗装（バリアフリー型カラー舗装を含む）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 街路灯の項に規定する書類（但し、室内に設置する場合は、道路占有許可書は除く）</li> <li>2. 道路工事施工承認指令書（写し）</li> </ol>
放送施設	街路灯の項に規定する書類（但し、室内に設置する場合は、道路占有許可書は除く）
公衆便所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 街路灯の項に規定する書類（但し、室内に設置する場合は、道路占有許可書は除く）</li> <li>2. アーチ・アーケードの項に規定する2の書類</li> </ol>
駐車（輪）場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 街路灯の項に規定する書類（但し、室内に設置する場合は、道路占有許可書は除く）</li> <li>2. アーチ・アーケードの項に規定する2の書類</li> </ol>
防災施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 街路灯の項に規定する書類（但し、室内に設置する場合は、道路占有許可書は除く）</li> <li>2. 消防機関への設置届（写し）</li> <li>3. 検査済証（写し）</li> </ol>
防犯対応設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 街路灯の項に規定する書類（但し、室内に設置する場合は、道路占有許可書は除く）</li> <li>2. 防犯カメラシステムにかかる管理規程</li> <li>3. 防犯カメラシステム運営委員会の業務と組織</li> <li>4. 周辺住民との協議内容報告</li> </ol>
カウンター	街路灯の項に規定する書類（但し、室内に設置する場合は、道路占有許可書は除く）
コミュニティ関連施設	街路灯の項に規定する書類（但し、室内に設置する場合は、道路占有許可書は除く）
ファサード整備	街路灯の項に規定する書類（但し、室内に設置する場合は、道路占有許可書は除く）
AED（自動体外式除細動器）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 街路灯の項に規定する書類（但し、室内に設置する場合は、道路占有許可書は除く）</li> <li>2. 普通救命講習会修了証の写し（但し、国の講習会等を受講した場合はその講習会等を受講したことを証明するものの写し）</li> </ol>

その他の施設	別に定める。
--------	--------